

～公益法人だより～

第9号 平成29年6月9日
滋賀県総務部総務課 発行

はじめに

3月が決算月の法人におかれては、6月末までに平成28年度分の事業報告等をご提出いただくこととなっていますが、提出書類の中でも誤りの多い書類について、作成上の留意点をお知らせしますので、ご提出の際にはご確認をお願いします。

なお、公益法人だより第5号（平成28年6月14日発行）においても、事業報告等の提出に当たって作成される各種様式のうち、作成の際に特に注意が必要な様式について作成上のポイントをお知らせしておりますが、今回は、それ以外の様式について、作成上の留意点をお知らせします。

これまでに発行した公益法人だよりは、滋賀県公益認定等委員会のホームページ（<http://www.pref.shiga.lg.jp/koeki-hojin/kouekinintei/kouekininteiinkai.html>）

にも掲載しています。

（掲載場所）

滋賀県公益認定等委員会ホームページ - [監督について](#) - [公益法人だより](#)

作成の際に特に注意が必要な様式

別表A（3）第二段階・収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算

様式作成上の留意点

- ・ 収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰入れる場合と、50%を超えて繰り入れる場合で、入力欄が異なりますので、それぞれ対応する欄に入力してください。
- ・ 収益事業またはその他事業を実施されていない場合、この様式は作成不要です。
- ・ 収益事業またはその他事業を実施されている場合であって、それぞれの事業区分において利益が発生していない場合（7欄が0以下になる場合）であっても、必要事項の入力が必要です。

繰入額計算上の留意点

- ・ 繰入額の計算に当たっては、正味財産増減計算書内訳表における経常外収益および経常外費用も計算に算入します（2欄、5欄に該当額を入力します）。
- ・ 7欄で計算された利益額から「管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額（8欄）」を必ず控除した上で繰入額を計算します。

上記按分額（8欄）が入力されておらず、繰入額が誤っているケースがありますので、ご注意ください。

- ・ 繰入額は、収益事業およびその他事業でそれぞれ別に計算します。一方の事業で利益額がマイナスとなった場合でも、もう一方の事業での利益額と相殺することはできません
- ・ 50%を超えて繰り入れる場合であっても、収支相償の基準を満たす範囲でのみ繰入れが可能になりますので、別表A（2）において、剰余金が発生することはありません。

管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の計算

- ・ この按分額の計算方法は合理的な基準であればよいとされていますが、内閣府作成の「定期提出書類の手引き 公益法人編」では、下記の計算例が示されていますのでご参考にしてください。

（計算例）

[収益事業に按分される管理費]

$$= \text{法人会計費用} \times \text{収益事業費} \div (\text{公益事業費} + \text{収益事業費} + \text{その他事業費})$$

上記計算式を組み込んだ計算様式を（別添様式1：50%繰入れの場合）（別添様式2：50%超繰入れの場合）のとおり作成しましたので、繰入額の計算の際にご活用ください。別添様式の青色の欄に該当する数値を入力することで、管理費の按分額や公益目的事業への繰入額が計算できます。

- ・ 合理的な基準であれば、上記計算式以外の方法で管理費の按分額を計算することも認められますが、その場合は計算の根拠となる資料を事業報告の提出時に添付してください。

収益事業等からの利益の繰入れと他会計振替額の関係

- ・ 収益事業等から公益目的事業財産への利益の繰入額については、正味財産増減計算書内訳表において「他会計振替額」の科目に計上する必要があります。この別表A（3）において繰入額が算定されているにもかかわらず、他会計振替額の科目に計上されていないケースがありますのでご注意ください。

(様式作成例)

別表A(3) 収益事業等から生じた利益の繰入額の計算

(1) 収益事業等の利益額の90%を公益目的事業財産へ繰入れる場合
 <以下の表中の白色の欄だけ入力いただき、右の「自動計算」のボタンをクリックしてください。>

		収益事業	その他事業 (相互扶助等事業)	
正味財産増減計算書	収益事業等の経常収益の総額	1 1,340,000円	304,000円	
	収益事業等の経常外収益の総額	2 円	円	経常外収益・経常外費用が発生していれば、それぞれ入力する。
	収益事業等の収益総額(欄1+2欄)	3 1,340,000円	304,000円	
	収益事業等の経常費用の総額	4 600,000円	400,000円	
	収益事業等の経常外費用の総額	5 円	円	
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6 600,000円	400,000円	
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7 740,000円	-16,000円	合理的な基準により算定した按分額を必ず入力する。
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の差額	8 △ 80,000円	△ 80,000円		
譲渡等の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)	9 660,000円	-96,000円	合計	
うち、収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額	10 330,000円	0円	330,000円	
うち実物資産を繰り入れる額 ※	11 円	円	0円	

注: 公益目的事業財産への繰入額は、正味財産増減計算書内家表の「按分計算費額」の科目に計上する。

注: 収益事業とその他事業のそれぞれについて、利益の繰入額を計算する。別事業で利益を相殺して計算することはできない。

注: 繰入れ後の資産の用途(構築、使用目的、使用促進等)

別表F(2) 各事業に関連する費用額の配賦計算表

入力上の留意点

- この様式は、エクセルファイルをシステムからダウンロードし、必要事項を入力後に再度システム上で添付することで提出が可能です。
- 様式には計算式が組み込まれており、青色の欄に該当数値等を入力することで、配賦額が自動で計算されます。
- 同一の費用科目であっても、異なる配賦基準で配賦されている場合は、配賦基準ごとに分けて入力が必要です。

(例) 通信運搬費の科目について、その一部は直接対応という基準で配賦し、残りは使用割合という基準で配賦している場合、配賦基準ごとに2段に分けて入力が必要。

配賦基準の考え方

- 費用額をより適正に配賦するためには、発生した費用ごとに対応する事業区分に配賦する(直接対応により配賦する)ことが望ましいですが、いずれの事業区分にも共通して発生する費用については、費用の内容に応じて適正な基準(使用割合、従事割合など)により配賦することが可能です。
- 使用割合や従事割合等の配賦基準に基づく配賦割合については、対象となる資産の使用状況や従事されている職員の割合などの実態に即して設定する必要がある

す。

配賦割合の変更

- ・ 配賦割合については、移行認定時に一定の合理的な根拠に基づき設定されたところですが、使用されている配賦割合が実態に即していない場合は、配賦割合を見直すことにより、適正に事業費および管理費を算定する必要があります。
- ・ 毎年度配賦割合を見直すことまでは不要ですが、事業内容が変更となった場合や、組織体制に変更があった場合などには、見直しを行ってください。なお、配賦割合を変更する場合も、一定の合理的な根拠が必要であり、場合によっては、根拠資料の提出をお願いする場合がありますのでご注意ください

(様式作成例)

別表F(2)

役員報酬、給料手当以外の費用の配賦について記載

【別表F(2)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当以外の経費)】
(各費用額に共通して発生する経費費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業	費用名	費用の名称	費用の額	配賦基準	公益目的事業部計						公益事業部計						通入合計	
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
1	役員報酬	役員報酬	140,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	60,000
2	給料手当	給料手当	400,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	160,000
3	通信費	通信費	40,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	16,000
4	雑費	雑費	40,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	16,000
5	役員報酬	役員報酬	140,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	60,000
6	給料手当	給料手当	400,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	160,000
7	通信費	通信費	40,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	16,000
8	雑費	雑費	40,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	16,000
9	役員報酬	役員報酬	140,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	60,000
10	給料手当	給料手当	400,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	160,000
11	通信費	通信費	40,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	16,000
12	雑費	雑費	40,000	従事割合	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	16,000
合 計					1,000,000						1,000,000	500,000	500,000		500,000	500,000	1,000,000	

同一費用科目で、異なる配賦基準(直接対応と使用割合等)を用いている場合は、表を2段に分けて記載。

配賦基準
 配賦をするにあたっての考え方
 (例1) 各会計にそれぞれいくらずつ配賦されるかが明らかである場合
 ⇒「直接対応」
 (例2) 給料手当等、各会計にまたがって従事する職員に関連する費用であるため、当該職員が各会計に従事している割合で按分する場合
 ⇒「従事割合」
 (例3) 光熱水費等、各会計に共通して使用するものに対する費用であるため、各会計に使用している割合で按分する場合
 ⇒「使用割合」

入力は青色セルにのみ行う。
 他のセルにはあらかじめ関数が設定されているので、青色セルに入力すれば数値も自動で転記される。
 また、配賦表の数値入力については、配賦基準に応じて、配賦額を直接入力することや、配賦割合を入力することが可能。

別紙1 運営組織及び事業活動の状況の概要等について

入力上の留意点

- ・ この様式には、別表Aや別表Bなどの様式から数値が転記される項目がいくつもありますので、各種様式をすべて入力した後に入力作業を行うことで、入力の手間が省けます。
- ・ 「2. 事業活動等について(1) 収支相償」の項目については、利益の繰入割合を選択して、**自動転記**ボタンをクリックすることで数値が転記されますのでご注意ください。

寄附を受けた財産の額

- この項目には、事業区分に関係なく、当該年度に寄附を受けた額を全額入力する必要があります（正味財産増減計算書において指定正味財産増減の部に計上したものも含む）。

金融資産の運用収入の額

- この項目には、正味財産増減計算書に計上されている金融資産の運用収入の額（基本財産運用益、受取利息など）を全額入力する必要があります。

（様式作成例）

別紙1
1/2

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人滋賀県
設立登記日(注)	平成25年4月1日
法人の目的	滋賀県内の公益法人の円滑な運営に資することを目的とする。
主たる事務所の所在地	滋賀県大津市京町西丁目1-1
社員の資格の取得の条件 (公益社団法人のみ)	資格の取得については、滋賀県内に居住し、若しくは勤務する個人又は事務所を有する団体であれば誰でも入会が可能である。 資格の喪失については、法令で定められた喪失条件のほかは、会費の未納による資格喪失を定めている。
社員の数 (公益社団法人のみ)	60人 ← 別紙2 2. 組織より転記

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

利益の繰入割合を選択して、「自動転記」ボタンをクリックする。

(1) 収支明細

収益事業等から生じた利益の繰入割合	収入の額	費用の額
50%		
第2段階の合計	2,800,000円	1,000,000円
収入>費用の場合の対応:		

← A(1)又はA(2)より転記

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(1個の部+1個~3個の合計額)		83.7%
1.	公益実働費対額	2,800,000円
2.	収益事業実働費対額	1,000,000円
3.	管理運営費対額	480,000円

← B(1)より転記

13) 寄附を受けた財産の額			
寄附を受けた財産の額	800,000円	うち個人から	240,000円
		うち法人から	560,000円
14) 金融資産の運用収入の額			
金融資産の運用収入の額		124,000円	
15) 資産、負債及び未払財産の額			
資産額	11,760,000円	負債額	271,000円
		正味財産額	11,487,000円
16) 遊休財産額			
遊休財産額の保有上乗額		2,600,000円	
遊休財産額		1,907,000円	
17) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額			
公益目的取得財産残額(1+2欄の合計額)		4,287,000円	
1.	公益目的権属資産	-852,000円	
2.	公益目的所有財産の帳簿価額の合計額	4,000,000円	
18) 理事、監事及び評議員の報酬等の額			
理事等の報酬等の総額		100,000円	
うち、退職手当の額		0円	
19) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無			
当事業年度の勧告又は命令の有無(注)		無	

法人全体の金額を記載してください。

C(1)より転記

C(1)より転記

H(1)より転記

おわりに

去る5月15日(月)に開催しました「平成29年度定期提出書類の作成等に関する説明会」におきましては、たくさんの法人関係者の皆さんにお越しいただきありがとうございました。説明会当日に配布しました資料につきましては、公益法人インフォメーション(<https://www.koeki-info.go.jp/>)のサイト内にも掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

(掲載場所)

公益法人インフォメーション - [各行政庁への入口](#) - [滋賀県](#)

本県からのお知らせなどが掲載されていますので、平成29年5月15日付の【「定期提出書類の作成等に関する説明会」説明資料の掲載について】という項目をクリックしてください。

今回紹介しました各種様式の入力方法等の詳細につきましては、内閣府作成の「定期提出書類の手引き 公益法人編」もご参照ください

「公益法人だより」において掲載を希望される事項などがありましたら、メール等でご連絡いただければ、掲載していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上